

令和3年度「肢体不自由児激励事業」実施要項

1 目的

この事業は、肢体不自由児の療育、訓練及び就学（就業）の意欲を助長することにより、肢体不自由児の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 助成対象事業

保護者団体が行うレクリエーション活動等の各種事業で、下記のいずれにも該当するもののうち、保護者等からの申請に基づき、予算の範囲内で助成をする。（複数の日程に分けての開催も可能）

- ①肢体不自由児の療育・訓練及び就学の意欲を助長することを目的としている事業
 - ②他からの助成や委託等を受けていない事業
- ※原則として18歳未満の肢体不自由児が対象**
※飲食を主目的とした事業は対象外となります。

なお、申請後本協会において選考の上、交付を決定する。

【令和2年度に助成対象となった事業】

『秋祭り「ハロウィンパーティー」』、鑑賞教室による歌遊びや楽器遊び、
『ICT機器を活用した体験活動』、『オータムコンサート・なかよし音楽鑑賞会』、『PTAレクリエーション』（お店やおもちゃ釣り等室内レクリエーション）、クリスマス会等

3 助成額

1団体あたり3万7千円以内（10団体程度）

4 交付方法

交付決定後、現金書留または団体名義の口座が開設されている場合は振込にて送金する。

なお、イベント開催のチラシ等に、本協会から助成金を受けた事業であることを明記すること。

5 申請方法及び提出期限

別紙の所定の欄に記入押印の上、令和3年7月23日（金）必着にて本協会宛に提出する。（必要記載事項が全て記入押印されていれば独自の様式で提出可。また、本協会ホームページから様式のダウンロード可）

6 事業実施報告書の提出

助成を受けた保護者団体は、事業が完了した後、交付決定時に送付する所定の様式の報告書を提出すること。

- 提出するもの
 - ・所定の報告書様式に記名押印したもの
 - ・事業にかかった経費の領収書（コピー可）
 - ・事業を行っている写真
 - ・イベント開催のチラシ等

7 その他

事業実施報告書が提出されない場合、本協会の助成金額よりも本協会の助成対象事業のための支出が下回った場合、助成対象事業以外の目的に使用したと認められる場合は、助成金の一部または全額を返還させることがある。また、今後の本協会事業を検討するため、事前に連絡の上、本協会が事業を視察させていただく場合がある。